

# 別居後に子から引き離された親の受ける心理的苦痛

—連れ去りや面会交流の拒絶による有害な心理的影響—

石垣秀之（株式会社 i プロデュース）

## 1. 目的

現行の民法では、子を持つ夫婦が離婚する場合、一方が親権者となるが他方は親権を奪われることになる。子を同意なく連れ去られた親は、現実的には子を育てる権利を奪われるばかりか、面会交流すら制限されることになる。

子の監護権等の争訟は増加しており、平成 26 年度には、家庭裁判所における監護者の指定、子の引き渡し、面会交流事件の調停・審判の事件数が 2 万件を超えた。

これまでの DV 被害者臨床は、DV 被害者であると訴えるクライアントの主張を信用し、それが真実であるとの前提で行われてきたと思われる（虚偽の訴えであるとの心理臨床ケース報告が皆無である）。一方、DV 加害者の汚名を着せられ、子を連れ去られた一部の親は、深刻な心理的混乱と絶望を経験し、自死を選択する場合もある。

本研究では、一方的に子と引き離された親が受ける心理的な影響について調査し、その機序と支援の必要性を検討する。

## 2. 方法

平成 X 年 Y 月 Z 日に、「親子の面会交流を実現する全国ネットワーク」にて、子と引き離されている親を対象とした心理的セルフケア研修を実施した。その場で、質問紙によるアンケート調査、IES-R（PTSD 評価尺度）、QIDS-J（日本語版自己記入式・簡易抑うつ症状尺度）の協力を依頼し、34 名から回答を得た。なお、IES-R と QIDS-J については、想起可能な場合には、子と引き離されて以降一番大変だったと思われる時期（以下「過去」という。）についても回答するよう依頼した（通常評価は「現在」という。）。

## 3. 結果

実父 29 名、実母 5 名の構成、29 名が合意なき別居（いわゆる連れ去り）であった。子どもとの引き離し期間が 1 年未満は 6 名、1 年以上が 27 名（1 名回答なし）であった。

IES-R 過去の回答者は 18 名であり、うち 17 名がカットオフ（24/25）を上回っていた。IES-R 現在の回答者は 31 名であり、うち 21 名がカットオフを上回っていた。

QIDS-J 過去の回答者は 18 名であり、うち 1 名が 0-5 点（以

下「正常」という。）、1 名が 6-10 点（以下「軽度」という。）、2 名が 11-15 点（以下「中等度」という。）、5 名が 16-20 点（以下「重度」という。）、9 名が 21-27 点（以下「きわめて重度」という。）であった。QIDS-J 現在の回答者は 28 名であり、うち 8 名が正常、11 名が軽度、3 名が中等度、5 名が重度、1 名が極めて重度であった。

医師による診断を受けた者は、うつ病 6 名、適応障害 3 名、PTSD 1 名、パニック障害 1 名（うち 1 名が PTSD、うつ病、適応障害の診断を重複）であった。

アンケート回答者の多くが、子と引き離されたことのみならず、調停・審判等における相手方等とのやりとりや司法関係者等の対応、ならびに法の運用等の問題を苦痛としてあげており、3 人に 1 人の割合となる 11 名（アンケート有効回答数は 33 名）が希死念慮を経験したと答えた。また、1 名を除く回答者が身体的な苦痛あるいは睡眠に関する困難を経験したと答えた。

## 4. 考察

IES-R 過去、QIDS-J 過去、アンケート結果から、一方的に子と引き離された親が、重大な心理的危機に陥る危険性があると示された。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律では、心身に有害な影響を及ぼす言動は精神的 DV とされ、離婚後又は婚姻取消後であっても、当該配偶者であったものから引き続き更なる暴力を受ける恐れが大きい場合は、保護命令の対象になることが規定されていることから、虚偽 DV を訴えること、正当な理由なき子どもからの引き離し等は、精神的 DV であると考えられ、法案に明記する等による社会的啓蒙と専門家による心理支援が必要であると考えられた。

本調査は、自身の心理的な状態改善を求めた当事者に対してなされたというサンプリング上の制限と、絶対的な調査対象者数の少なさ、回答者自らが被害者であるとのバイアスの存在は否めないが、希死念慮経験者数を考慮すれば、自死予防、そして子どもに親の死の自責感を持たせないためにも、さらなる調査研究が急務であると言える。

キーワード、引き離し、面会交流、精神的 DV